

事 務 連 絡

令 和 3 年 4 月 1 日

各都道府県税務担当課 }
各都道府県市区町村担当課 } 御中

総務省自治税務局電子化推進室

徴収の猶予等の電子申請について

新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況に置かれ、納税が困難な納税者等に対する徴収の猶予等については、「新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な者への対応等について」（令和3年1月15日付け総税企第11号総務省自治税務局長通知）のとおり、柔軟かつ適切な対応をお願いしているところです。また、徴収の猶予等の電子申請についても、「徴収の猶予等の電子申請について」（令和3年1月27日総務省自治税務局電子化推進室事務連絡）において、対応をお願いしているところです。

徴収の猶予等の電子申請に係る eTAX の申請ルートについては、本日より、「その他申請書」の「申請書の種類」に徴収の猶予等の申請が追加され、これまでとは異なるルートで送信されることとなりますので、地方団体においては、申請書の確認漏れ等がないよう、十分ご留意のうえ、適切にご対応いただくようお願いいたします。

市区町村担当課におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨を御連絡願います。

【連絡先】

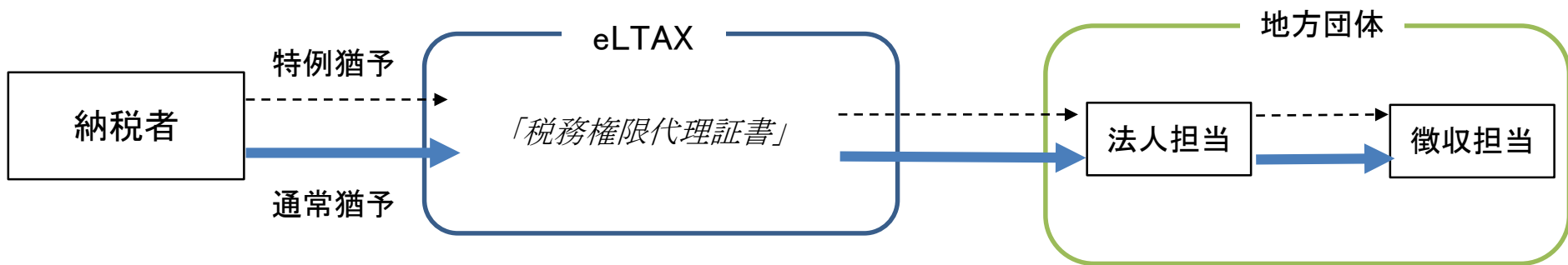
総務省自治税務局電子化推進室

担当：佐久間係長、羽田事務官

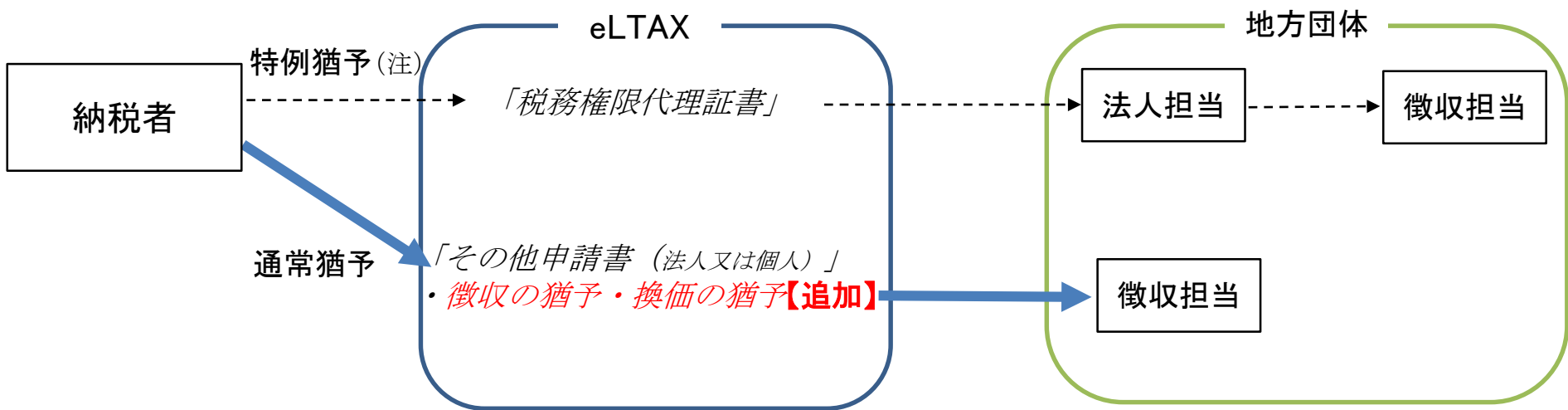
TEL：03-5253-5663

徴収の猶予等の電子申請(イメージ図)

①令和3年3月31日まで



②令和3年4月1日～



(注) 特例猶予については、令和3年2月1日までに納期限が到来する地方税が対象であり、その申請期限は納期限であるが、申請をすることができないことにつきやむを得ない理由があると地方団体の長が認める場合には、納期限後の申請も可能であるため記載している。